

地方議会議員年金制度に関する検討項目（案）

1 年金財政安定のために収入面から取りうる対応策

(1) 掛金率の見直し（定款変更が必要）

掛金率の引上げについて検討。

(現行) 都道府県：標準報酬月額の 13%
市・町村：標準報酬月額の 16%

(2) 特別掛金率の見直し（定款変更が必要）

特別掛金率の引上げについて検討。

(現行) 都道府県：期末手当の 2%
市・町村：期末手当の 7.5%

(3) 負担金率の見直し（省令改正が必要）

地方公共団体の負担金率の引上げについて検討。

(現行) 都道府県：標準報酬月額の 10%
市・町村：標準報酬月額の 12%

(4) 市町村合併の影響に対する激変緩和措置としての負担金率の見直し（省令改正が必要）

合併の影響に対する激変緩和措置としての負担金率の引上げについて検討。

(現行) 市・町村：標準報酬月額の 4.5%
(平成 28 年度まで。29 年度以降漸減し、33 年度に終了)

2 年金財政安定のために給付面から取りうる対応策

(1) 年金算定基礎率、加算率の見直し（法律改正が必要）

年金算定基礎率及び加算率の引下げについて検討。

(現行) 在職期間 12 年以上 13 年未満の場合、平均標準報酬年額の 35/150
相当額。在職期間 12 年以上 1 年を増すごとに、0.7/150 を加算。

(2) 既裁定者等の年金給付水準の見直し（法律改正が必要、憲法上の論点）

既裁定者及び前回改正時点より前の議員歴を有する者の年金に係る年金算定基礎率及び加算率の引下げについて検討。

(現行)	基礎率	加算率
平成 15 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた者	45/150	0.9/150
平成 15 年 4 月 1 日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に 給付事由が生じた者	40.5/150	0.81/150
平成 19 年 3 月 31 日以前の在職期間を有する者	36/150	0.72/150

(3) 退職年金受給資格の見直し（法律改正が必要）

退職年金受給資格である在職期間の延長について検討。

(現行) 12 年以上

(4) 遺族年金の見直し（法律改正が必要）

遺族年金の在り方について検討。

(現行) 在職 12 年以上の者等に給付すべき年金額の 1/2 相当額

(5) 一時金の見直し（法律改正が必要）

退職一時金及び遺族一時金の在り方について検討。

(現行) 地方議會議員が、在職 3 年以上 12 年未満で退職又は死亡したときに、本人又はその遺族に支給。

支給額は、掛金総額 × 49/100 (在職 3 年以上 4 年以下)

56/100 (在職 4 年を超え 8 年以下)

63/100 (在職 8 年を超え 12 年未満)

(6) 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の見直し（法律改正、政令改正が必要）

支給停止となる基準額、停止額等について検討。

(現行) 退職年金の額が 190.4 万円以上で、前年の退職年金等以外の所得金額が 500 万円を超えるときは、その合計額が 690.4 万円を超える部分について、1/2 相当額の支給を停止。

(年金額 190.4 万円の支給を保障)

(7) 退職年金の支給開始年齢の見直し(法律改正が必要、憲法上の論点)

経過措置により支給開始年齢が 65 歳よりも若い場合について、引上げを検討。

(現行) 退職年金は原則として 65 歳から支給。ただし、	
昭和 61 年 3 月 31 日以前の議員歴のある者	55 歳
昭和 61 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までの間に 新たに議員となった者	60 歳
平成 7 年 4 月 1 日以降新たに議員となった者で、	
昭和 20 年 4 月 1 日以前生まれのもの	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれのもの	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれのもの	64 歳

(8) 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し(法律改正が必要)

掛金率等の見直しにより公費負担率が変化する場合には、被用者年金との重複期間に係る控除の割合について検討。

(現行) 控除率 40% (平成 15 年度より前の期間は、25%)

3 その他

- ・市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織統合、都道府県議会議員共済会の組織の在り方について検討。
- ・地方議会議員年金制度を廃止した場合の問題点等について検討。